



発行  
東京都

目次

50

公 告

○包括外部監査の結果に関する報告の公表……………  
……………（東京都監査委員）…一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人佐久間清光から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年 4月24日

東京都監査委員	山 田 忠 昭
東京都監査委員	上 野 和 彦
東京都監査委員	友 瀨 宗 治
東京都監査委員	筆 谷 勇 子
東京都監査委員	金 子 庸 子

平成 26 年度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

東京都包括外部監査人  
公認会計士 佐久間 清光

## 包括外部監査報告の概要

## 1 監査の対象とした特定の事件名（監査のテーマ）

(1) 水道局事業の経営管理について  
対象局：水道局

(2) 水道局所管の出資団体（東京水道サービス株式会社、株式会社 PUC 及び水道ワットピングシステム株式会社）の経営管理について  
対象団体：東京水道サービス株式会社、株式会社 PUC 及び水道ワットピングシステム株式会社

## 2 指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
水道局事業の経営管理について	8	35	43
水道局所管の出資団体（東京水道サービス株式会社、株式会社 PUC 及び水道ワットピングシステム株式会社）の経営管理について	9	19	28

(注) 当報告書の金額（公表されている資料等を使用している場合を除く）は、表示単位未満は切り捨てし、また、%の場合には、小数点以下第2位を四捨五入している。  
なお、報告書中の表は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

## 水道局事業の経営管理について

### 第1 外部監査の概要

#### I 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づき包括外部監査

#### II 選定した特定の事件 (監査のテーマ)

水道局事業の経営管理について

#### III 監査対象年度

平成25年4月1日から平成26年3月31日  
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

#### IV 監査対象局

東京都水道局

#### V 監査の実施期間

平成26年7月22日から平成27年2月9日まで

## VI 包括外部監査人及び補助者

## 1. 包括外部監査人

資格等	氏名
公認会計士	佐久間 清光

## 2. 補助者

資格等	氏名
公認会計士	濱村 和則
公認会計士	金子 靖
公認会計士	大立目 克哉
公認会計士	米山 泰弘
公認会計士	岩淵 和久
公認会計士	川本 恭兵
公認会計士	松田 麻貴
公認会計士	小寺 紀史
公認会計士	村田 明子
公認会計士	渡邊 靖雄
公認会計士	齋藤 啓朗
公認会計士	森本 恵梨奈
公認会計士	三浦 大介
公認会計士試験合格者	大貫 航
公認会計士試験合格者	舘野 友昭
米国公認会計士	炭籠 敏孝
公認情報システム監査人	加佐見 明夫
公認情報システム監査人	小川 大輔

## VII 特定の事件を選定した理由

東京都（以下、「都」という。）の水道事業は、平成25年度において、特別区（以下、「区部」という。）及び多摩地区26市町の存する区域を合わせた約1,235㎢の区域、1,295万人の都民に給水するほか、武蔵野市、昭島市及び羽村市の多摩地区未統合市に対して暫定分水を行っている。都の保有する水源量は日量630万㎡、浄水場の施設能力は日量686万㎡、配水管の延長は2万6,613km、未統合市への分水量を含む年間総配水量は15億2,349万㎡、一日最大配水量は463万㎡となっている。このように都の水道事業は重要な都市基盤施設であり、安全でおいしい水を安定的に供給し、都民の生活と首都東京の都市活動を支えている。しかしながら、日本の高度経済成長期に整備された多くの施設の老朽化が進んでいること、それに加え、東日本大震災を契機として、想定される大規模地震への対応など重要な課題も生じている。このような課題に対して、水道局では、平成25年度から平成27年度までを計画期間とする「東京水道経営プラン2013」を策定し、各種施策を実施するなどの対応を図っているところである。

また、水道局は、工業用水道事業においては、江東区、板橋区など荒川沿い8区及び練馬区の一部を対象に工業用水を供給しており、平成25年度末の給水件数は568件、基本水量は日量4万309㎡となっている。地盤沈下防止という所期の目的は達成されているものの、工場の都外移転、水使用の合理化等による需要の減少傾向が続き、料金収入が落ち込むなど、経営環境は極めて厳しいものになっている。

以上のような状況にある都の水道局事業の経営管理については、効果的・効率的になされているか否かについて都民の関心も高いものと考えられることから、合規性のみならず経済性・効率性・有効性の観点から総合的に検証することに意義があると判断し、監査対象事件として選定した。

## VIII 外部監査の方法

## 1. 監査の要点

水道局の水道事業及び工業用水道事業の経営管理について、経済性、効率性、有効性、関連法令等の準拠性を中心に監査を実施した。

2. 主な監査手続

関連法令・条例・規則、予算書、事業に関する各種管理資料・意思決定資料その他必要書類の閲覧・分析、証憑との突き合わせ、関係者からのヒアリング、現場視察、その他必要と認められた監査手続を実施した。

IX 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

I 水道事業の主な概要について

1. 水道事業の歴史及び特徴について

古くは、江戸時代から飲料水などに用いられる上水の整備がなされてきたが、明治時代に入り、本格的に都の近代水道が整備された。都は、明治31年に淀橋浄水場から通水を開始して以降、清浄な水を常に安定して供給するため、水源の確保や施設の整備拡充などの施策を推進した。都の水道事業は、今日では世界でも有数の規模と内容を有するまでに発展したといえる。

一方、多摩地区の水道については、かつて市町村ごとに水道事業を経営していたが、急速な都市化が進むにつれ、区部との間で各種の格差が目立つようになつた。そのため都は、昭和46年に「多摩地区水道事業の都営一元化基本計画」を策定し、この計画に基づいて各市町村からの申出に応じ、個別協議を進めてきた結果、昭和48年から今日までに多摩地区26市町の水道事業が都営水道に統合されている。

その結果、都の水道事業は、区部及び多摩地区26市町の存する区域を合わせた約1,235 km<sup>2</sup>の区域、1,295万人の都民に給水するほか、未統合市(武蔵野市、昭島市及び羽村市)に対しても暫定分水を行う体制を整えている。平成25年度末現在、都の保有する水源量は日量630万m<sup>3</sup>、浄水場の施設能力は日量686万m<sup>3</sup>、配水管の延長は2万6,613 kmである。また、平成25年度における年間総配水量は15億2,349万m<sup>3</sup>、一日最大配水量は463万m<sup>3</sup>となっている。

なお、主要都市の水道と比較すると、表1-01のとおり、都の規模が抜きんでいることが分かる。

表1-01 平成25年度主要都市の水道との比較

項目	単位	東京都	横浜市	名古屋市	大阪市
導送配水管延長	km	27,335	9,282	5,812	5,223
給水施設能力	m <sup>3</sup> /日	6,859,500	1,820,000	1,424,000	2,430,000
一日最大配水量	m <sup>3</sup>	4,632,200	1,254,000	876,025	1,313,600
一日平均配水量	m <sup>3</sup>	4,173,900	1,152,100	769,100	1,197,700
料金(※)	円	3,319	3,528	3,672	2,536

(水道局「東京の水道」より監査人が作成)

※ 口径20mm・24mmの場合の料金である。なお、税込みで表示している。

なお、都の水源の大部分は河川水であり、その大部分は都以外の水系（約8割が利根川・荒川水系、約2割が多摩川水系）に依存している。なお、これら水源のうち、利根川水系については、計画中のダムが完成していないことや近年の少雨化傾向などにより、利根川流域のダム等から安定的に供給できる水量が当初計画よりも低下していることもあり、渇水に対する安全度は低い状況にあるといわれている。

表 1-02 計画目標（利水安全度）

地域	水系	利水に対する安全度
関東	利根川・荒川水系	1/5年 確率的に5年に1回起こる渇水までの水を安定供給することを目標
	中部	木曾川水系 1/10年
近畿	淀川水系 1/10年	
九州	筑後川水系 1/10年	

（利根川ダム統合管理事務所ホームページより抜粋）

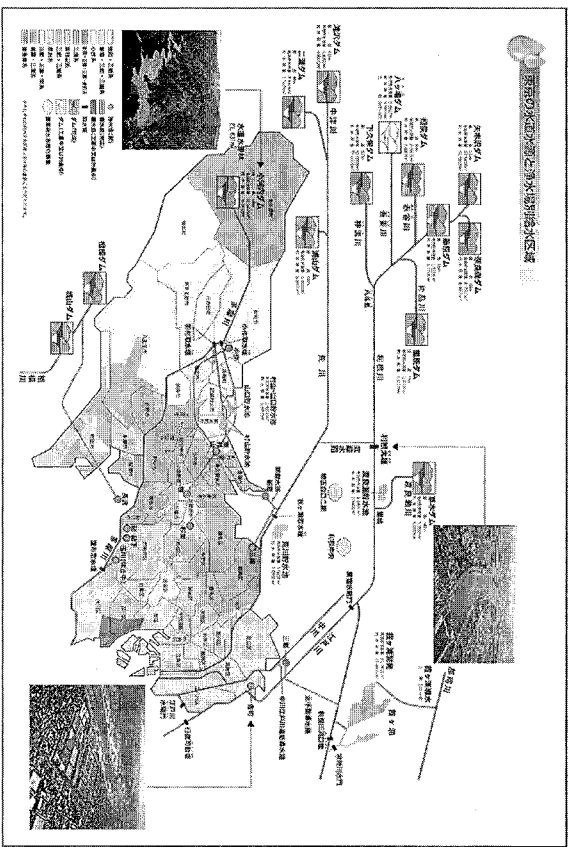


図 1-01 水源と浄水場別給水区域（平成25年2月末現在）

（水道局ホームページより抜粋）

## 2. 事業経営の原則について

都の水道事業は、地方公営企業法に定められた地方公共団体が経営する企業として運営され、本来の目的である公共の福祉を増進するとともに、常に効率的な事業運営を図り、企業の経済性を発揮することが要求されている。そのため、公営企業管理者（水道局長）には広範な事業執行権限が与えられている。

また、企業の経営成績及び財政状態を明らかにするために、会計制度は公営企業会計方式を採用するとともに、水道事業運営に当たり必要な経費は、経営に伴う収入をもって充てるといった独立採算制を基本として経営している。

3. 組織及び職員の状況について

(1) 職員の状況

平成 25 年度末現在、水道局水道事業の職員の状況は表 1-03 のとおりである。

表 1-03 水道事業における職員の状況 (平成 25 年度末現在)

部門別	事務職員	技術職員	技能職員	休職者	計
経営部門 (※1)	1,416	1,622	392	51	3,421
建設改良部門 (※2)	32	382	8	3	425
合計	1,448	2,004	340	54	3,846

(単位：人)

(水道局「平成 25 年度 東京都水道事業会計決算書」より監査人が作成)

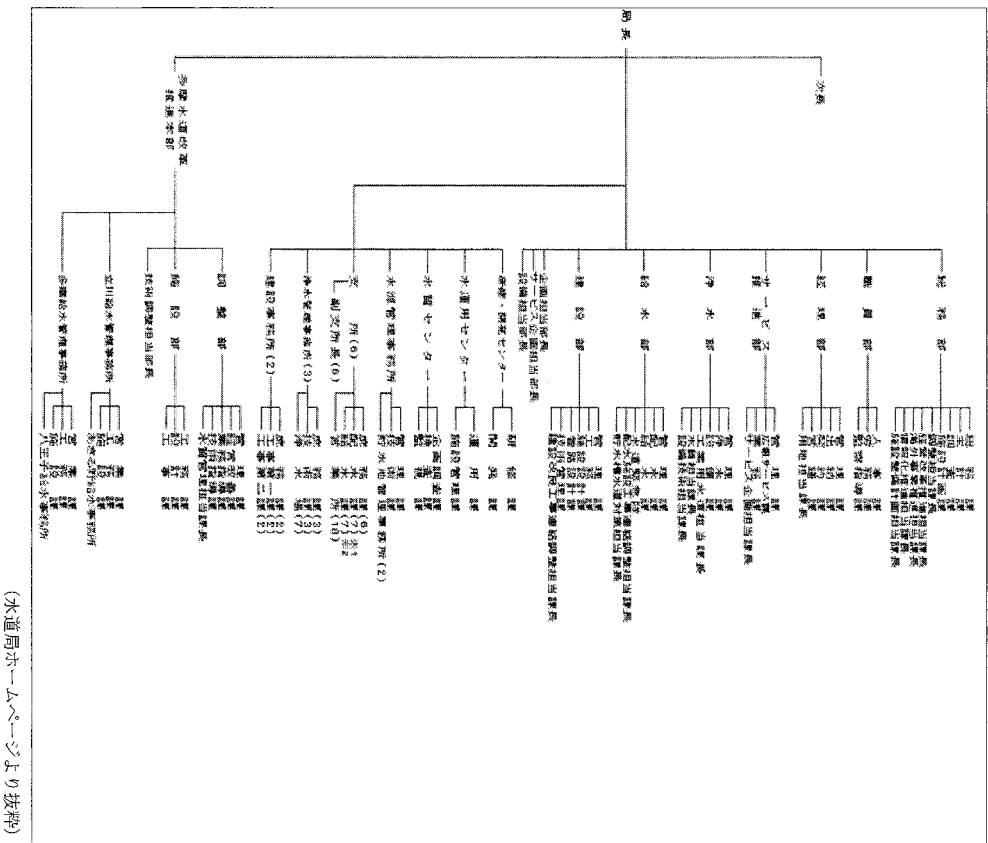
※1 経営部門は収益的収支部分に属する職員の部門である。具体的には、※2 の建設改良部門以外の職員が所属する部門をいう。

※2 建設改良部門は資本的収支部分に属する職員の部門である。具体的には、建設部や建設事務所の庶務・管理課以外の職員、支所の配水課、多摩給水管理事務所の工務・設計・工事担当職員などが所属する部門をいう。

(2) 組織の状況

平成 26 年 6 月 1 日現在、水道局の組織は図 1-02 のとおりである。

図 1-02 水道局の組織図 (平成 26 年 6 月 1 日現在)



(水道局ホームページより抜粋)

※1 配水課には、配水第一課及び配水第二課を含む。

※2 給水課には、給水第一課及び給水第二課を含む。

4. 水道施設について

水道局は、水道施設として、主に水源施設、浄水場及び配水施設を有している。

(1) 水源施設 (ダムや貯水池など)

水源施設は、雨水や雪解け水を貯水しておくことにより、降水量の季節的変化や水道需要の変動に応じた河川流量の調節機能を担っており、都の利用する水源施設は、多摩川系と利根川・荒川系に大別できる。このうち、多摩川系は都の水道局が直接管理し(表 1-04 参照)、利根川・荒川系は国土交通省及び独立行政法人水資源機構が管理している(表 1-05 参照)。後者の施設は、水源施設として利根川上流部に 8 つのダムがあり、下流部には利根川河口堰などがある。また、荒川には荒川貯水池など 4 つのダムがある。このほか、農業用水の合理化や流況調整河川による水源も確保している。

表 1-04 水源施設の概要 (多摩川系施設)

名称	有効貯水容量 利水容量 (万 m <sup>3</sup> )	流域面積 (km <sup>2</sup> )	所在地
小河内貯水池	18,540.0	262.88	東京都西多摩郡奥多摩町 山梨県北都留郡小菅村 山梨県北都留郡丹波山村
山口貯水池	1,952.8	7.18	東京都武蔵村山市～瑞穂町 埼玉県所沢市～入間市
村山	上貯水池	1.34	東京都東大和市～武蔵村山市
	下貯水池	1,184.3	東京都東大和市～東村山市

(水道局「事業概要 平成 26 年版」より抜粋)

表 1-05 水源施設の概要 (利根川及び荒川系施設)

名称	有効貯水容量 (万 m <sup>3</sup> )		流域面積 (km <sup>2</sup> )	所在地
	容量	非洪水期 利水容量 (万 m <sup>3</sup> )		
(1) 利根川系(ダム・貯水池)				
矢木沢ダム	17,580	11,550	167	群馬県利根郡みなかみ町
下久保ダム	12,000	12,000	323	埼玉県児玉郡神川町 群馬県藤岡市
草木ダム	5,050	5,050	254	群馬県みどり市
奈良俣ダム	8,500	8,500	95	群馬県利根郡みなかみ町 栃木県栃木市・下部賀郡野木町
渡良瀬貯水池	2,640	2,640	-	群馬県邑楽郡飯倉町 埼玉県加須市
藤原ダム	3,589	3,101	138	群馬県利根郡みなかみ町
相俣ダム	2,000	2,000	111	群馬県利根郡みなかみ町
團原ダム	1,414	1,322	494	群馬県沼田市
合計	-	46,163	-	-
(2) 荒川系(ダム・貯水池)				
荒川貯水池	1,060	1,020	-	埼玉県さいたま市・和光市・戸田市
浦山ダム	5,600	5,600	52	埼玉県秩父市
滝沢ダム	5,800	5,800	109	埼玉県秩父市
二瀬ダム	2,180	2,000	170	埼玉県秩父市
合計	-	14,420	-	-
(3) その他施設				
利根川	-	-	-	千葉県香取郡東庄町
河口堰	-	-	-	茨城県神栖市
霞ヶ浦開発	61,700	27,800	2,157	茨城県、千葉県
埼玉	農業用水の合理化事業			埼玉県行田市～さいたま市
合口二期	農業用水の合理化事業			埼玉県行田市～さいたま市
北千葉導水路	流況調整河川(※)			千葉県我孫子市～松戸市

(水道局「事業概要 平成 26 年版」より抜粋)

※ 複数の河川を有機的に連絡し、これらの河川の流況調整を行う水路のことをいう。